

議事日程第4号

令和4年9月21日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の審議及び採決 1件

議案第48号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

日程第3 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 6件

総務建設産業常任委員会付託事件 3件

認定第1号 令和3年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和3年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定につ
いて

認定第6号 令和3年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定につ
いて

民生文教常任委員会付託事件 3件

認定第2号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

認定第3号 令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

認定第4号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等
の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（11名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡邊公夫	副町長	寺本公行
教育長	奥村恒也	総務部長	各務元規
民生部長	小木曾昌文	建設部長	鍵谷和宏
企画調整 担当参事	田中克典	教育参事兼 学校教育課長	筒井幹次
総務防災課長	古川孝	企画課長	山田敏寛
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長	中村治彦	亜炭鉱廃坑 対策室長	早川均
税務課長	金子文仁	住民環境課長	高木雅春
保険長寿課長	大久保嘉博	福祉課長	日比野浩士
農林課長	渡辺一直	上下水道課長	可児英治
建設課長	石原昭治	会計管理者	丸山浩史
生涯学習課長	日比野克彦		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	土谷浩輝	議会事務局 書記	井戸芳枝
--------	------	-------------	------

開議の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 伏屋光幸君、7番 安藤雅子さんの2名を指名します。

議案の審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第2、議案の審議及び採決を行います。

議案第48号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 48 号は原案のとおり可決されました。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第 3、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

各常任委員会に付託しました認定第 1 号から認定第 6 号までの計 6 件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。ただいま議題としました 6 件について、議長宛てに審査報告書の提出がありましたので、それぞれの常任委員会委員長より報告をしていただき、質疑及び採決を行います。

まず最初に、総務建設産業常任委員会に付託しました認定第 1 号 令和 3 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第 5 号 令和 3 年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定第 6 号 令和 3 年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上 3 件について行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）

それでは報告させていただきます。

ピンク色の委員会付託事件の審査報告書の 1 ページをお願いいたします。

令和 4 年 9 月 16 日、御嵩町議会議長 高山由行様。総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書。

令和 4 年第 3 回定例会の 9 月 8 日において、本委員会に付託された事件について、会議規則第 77 条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

1. 審査実施日、令和 4 年 9 月 16 日、金曜日。
2. 審査事件名、認定第 1 号 令和 3 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第 5 号 令和 3 年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定第 6 号 令和 3 年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。
3. 審査の経過、決算の審査に当たっては、関係職員に説明を求め、決算書及び決算に関する説明書、主要な施策の成果に関する説明書、あるいは監査委員の意見書などを参考に、議決

した予算が効果的に執行されたか、また予算の目的どおり適正になされたか、その成果が達成されたかなどを主眼に審査をいたしました。

認定第1号の審査では、民生文教常任委員会所管部分については、民生文教常任委員会委員長から審査の報告書を受け、当委員会にて審査を行いました。

4. 審査の結果、認定第1号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。

認定第5号については、全員の賛成により可決及び認定すべきものと決定した。

認定第6号については、全員の賛成により可決及び認定すべきものと決定した。

なお、一般会計決算のうち、民生文教常任委員会所管部分につきましては、2ページ目からになりますが、9月15日付で総務建設産業常任委員会委員長宛てに報告書が提出されていますので、お目通しを願いたいと思います。

以上で報告を終わります。

議長（高山由行君）

委員長報告が終わりましたので、これよりそれぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（高山由行君）

まず初めに、認定第1号 令和3年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第1号 令和3年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

議長（高山由行君）

続きまして、認定第5号 令和3年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第5号 令和3年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決及び認定すべきものであります。

本案を原案のとおり可決及び認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、認定第5号は原案のとおり可決及び認定されました。

議長（高山由行君）

認定第6号 令和3年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第6号 令和3年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決及び認定すべきものであります。

本案を原案のとおり可決及び認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第6号は原案のとおり可決及び認定されました。

議長（高山由行君）

続きまして、民生文教常任委員会に付託しました認定第2号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上3件について行います。

民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 大沢まり子さん。

民生文教常任委員会委員長（大沢まり子君）

それでは御報告させていただきます。

委員会付託事件審査報告書の4ページをお願いいたします。

令和4年9月15日、御嵩町議会議長 高山由行様。民生文教常任委員会委員長 大沢まり子。

民生文教常任委員会付託事件審査報告書。

令和4年第3回定例会の9月8日において、本委員会に付託をされました事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

1. 審査実施日、令和4年9月14日、水曜日。
2. 審査事件名、認定第2号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。
3. 審査の経過、決算の審査に当たっては、関係職員に説明を求め、決算書及び決算に関する説明書、主要な施策の成果に関する説明書、あるいは監査委員の意見書などを参考に、議決

した予算が効果的に執行されたか、また予算の目的どおり適正になされたか、その成果が達成されたかなどを主眼に審査をいたしました。

4. 審査の結果、認定第2号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。

認定第3号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。

認定第4号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（高山由行君）

委員長報告が終わりましたので、これよりそれぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（高山由行君）

認定第2号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第2号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

議長（高山由行君）

認定第3号 令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題と

します。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第3号 令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

議長（高山由行君）

認定第4号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第4号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（高山由行君）

日程第4、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長（高山由行君）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了いたしました。

ここで町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいま上程させていただきました議案について、全て議了をしていただきまして、誠にありがとうございました。

今日もう新聞を見た方も多いかと思いますが、奇跡的に昨日発表のコロナの感染者はゼロということです。考えてみれば、昨日副町長にちょっと調べさせたんですけれども、2か月半ぶりを見るゼロでありました。ただ油断は禁物で、あした倍ぐらい出るかもしれないという状況がいつまで続くのかなということを思っております。こうしたゼロ、1、2ぐらいが出るのは当然だとは思いますが、数を少なくしていきたいなということを思っております。何に付けても、重症化しないように気をつけていただきたいなということを思っております。

台風一過秋晴れで、今朝はちょっと寒いぐらいでしたけれど、まだまだこれから暑さもぶり返したり、涼しくなったりの繰り返しだと思っておりますけれども、議員の皆さんにおかれましては、どうぞ健康に御留意し、ほとんどの方が高齢者ですので、私も気をつけて生活していきたいと

思っております。どうぞよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

閉会の宣告

議長（高山由行君）

これもちまして令和4年御嵩町議会第3回定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午前9時21分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 伏 屋 光 幸

署 名 議 員 安 藤 雅 子